

岩手県国民保護計画

平成21年3月
岩手県

目 次

第1編 総 則

第1章	計画の目的	1
1	県の責務	1
2	計画の性質	1
3	県国民保護計画の変更	2
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	住民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	住民の協力	4
6	普及・啓発、訓練の実施	4
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮	4
8	災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
9	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
第3章	関係機関の事務又は業務の概要等	6
1	県の事務又は業務の概要	6
2	市町村の事務又は業務の概要	6
3	指定地方行政機関の事務又は業務の概要	7
4	指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要	8
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
1	地理的特徴	10
	(1) 位置・面積	
	(2) 地勢・気候	
2	社会的特徴	10
	(1) 交通機関等	
	(2) 重要施設等	

第5章 本計画が対象とする事態の類型	12
1 武力攻撃事態の類型	12
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
2 緊急処理事態の類型及び対応	13
(1) 攻撃対象施設等による分類	
(2) 攻撃手段による分類	

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備	14
1 初動体制等の整備	14
(1) 岩手県 24 時間危機管理警戒体制	
(2) 事態認定前における初動措置	
(3) 岩手県 事故（事件）対策本部若しくは岩手県テロ災害対策本部に おける職員の参集基準等	
(4) 国民保護対策本部に移行する場合の調整	
(5) 市町村及び指定地方公共機関における初動体制の整備等	
2 通信体制の整備等	15
(1) 非常通信体制の整備	
(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	
(3) 県警察における通信の確保	
(4) 市町村における通信の確保	
3 関係機関との連携体制の整備	17
(1) 指定行政機関等との連携	
(2) 広域応援体制の整備	
(3) 相互応援協定の締結等	
(4) 広域緊急援助隊の充実・強化	
(5) 消防機関の応援体制の整備	
(6) 消防団の充実・活性化の推進	
(7) 自主防災組織の充実	
(8) ボランティア団体等との連携	
4 関係団体との協定の締結等	19

第2章	国民保護措置に関する平時からの備え	20
1	警報を伝達する大規模集客施設等の把握	20
	(1) 大規模集客施設等の把握	
	(2) 管理者に対する要請	
2	モデル避難実施要領の作成支援	21
	(1) 避難実施要領のパターンの作成	
	(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項	
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
	(1) 運送事業者の輸送力の把握	
	(2) 輸送施設に関する情報の把握	
	(3) 輸送経路の把握等	
	(4) 市町村における輸送体制の整備等	
4	避難施設の指定	26
	(1) 避難施設の指定の考え方	
	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項	
	(3) 避難施設の指定手続	
	(4) 避難施設の廃止、用途変更等	
	(5) 避難施設データベースの共有化	
	(6) 市町村及び住民との情報の共有化	
5	生活関連等施設の把握等	28
	(1) 生活関連等施設の把握	
	(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供	
	(3) 管理者に対する安全確保の留意点の通知	
	(4) 県が管理する生活関連等施設の安全確保	
	(5) 管理者に対する要請	
	(6) 管理者に対する助言	
	(7) 市町村における平時からの備え	
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	防災のための備蓄との関係	31
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	32
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	32
4	物資及び資材の供給の要請	32
第4章	国民保護に関する啓発・訓練等	33
1	国民保護に関する啓発	33
	(1) 啓発の方法	
	(2) 防災に関する啓発との連携	

(3) 学校における教育	
(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき対処等に関する啓発	
(5) 住民の協力に関する啓発	
(6) 市町村における国民保護に関する啓発	
(7) 県による研修	
2 訓練	34
(1) 県における訓練の実施	
(2) 訓練の形態及び項目	
(3) 訓練に当たっての留意事項	

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 岩手県国民保護対策本部の設置等	36
1 県対策本部の設置	36
(1) 県対策本部設置の流れ	
(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等	
2 県対策本部の組織構成及び機能	37
(1) 職員の参集	
(2) 県対策本部の組織	
(3) 県現地対策本部の設置	
(4) 本部の代替機能の確保	
(5) 県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
(6) 岩手県災害対策本部規程等の準用	
3 県対策本部長の権限	42
(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整	
(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請	
(3) 職員の派遣の求め	
(4) 情報の提供の求め	
(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	
(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め	
(7) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	
4 通信の確保	43
(1) 情報通信手段の確保	
(2) 情報通信手段の機能確認	
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	

第2章	関係機関相互の連携	45
1	防災のための連携体制の活用	45
2	国及び国の機関との連携	45
	(1) 国の対策本部との連携	
	(2) 国の現地対策本部との連携	
	(3) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	
	(4) 救援に関する国への要請等	
	(5) 武力攻撃災害への対処に関する国の対策本部長への措置要請	
3	自衛隊との連携	46
	(1) 本部員会議への出席要請	
	(2) 自衛隊の部隊等の派遣要請等	
4	他の都道府県との連携	47
	(1) 都道府県間の応援	
	(2) 事務の一部の委託	
	(3) 他の都道府県に対して行う応援等	
5	市町村との連携	48
	(1) 市町村の行うべき事務の代行	
	(2) 市町村に対して行う応援等	
	(3) 市町村による救援の実施に係る調整	
6	指定公共機関、指定地方公共機関との連携	49
	(1) 指定公共機関、指定地方公共機関に対する措置要請	
	(2) 日本赤十字社との連携	
	(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対し行う応援等	
7	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
8	自主防災組織等に対する支援等	50
	(1) 自主防災組織に対する支援	
	(2) ボランティア活動への支援等	
9	住民への協力要請	50
	(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
	(2) 救援に必要な援助	
	(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
	(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章	警報の通知及び伝達	52
1	警報の通知等	52
	(1) 警報の通知	
	(2) 警報の伝達等	
2	市町村長の警報伝達の基準	53

3	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	54
4	緊急通報の発令	54
	(1) 緊急通報の発令	
	(2) 緊急通報の内容	
	(3) 緊急通報の通知・伝達方法	
	(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送	
第4章	避難の指示等	56
1	避難措置の指示	56
	(1) 避難措置の指示を受けた場合等の通知	
	(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置	
2	避難の指示	57
	(1) 住民に対する避難の指示	
	(2) 避難の指示の通知及び伝達	
	(3) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送	
	(4) 国の対策本部長への報告	
	(5) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整	
	(6) 国の対策本部長による利用指針の調整	
	(7) 避難に当たって配慮すべき事項	
	(8) 避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導の実施	64
	(1) 市町村による避難住民の誘導の実施	
	(2) 病院、福祉施設等の措置	
	(3) 県による避難住民の誘導の支援等	
	(4) 避難住民の運送の求め等	
	(5) 緊急物資の運送の求め等	
	(6) 避難住民の復帰のための措置	
4	交通規制	67
	(1) 交通の確保に関する体制等の整備	
	(2) 交通状況の把握	
	(3) 交通規制の実施	
	(4) 緊急通行車両の確認	
	(5) 交通規制等の周知徹底	
	(6) 緊急交通路確保のための権限等	
5	避難所等における安全確保等	69
第5章	救援	70
1	救援の実施	70

2	市町村による救援の実施	70
3	救援の内容	71
	(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	
	(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
	(3) 医療の提供及び助産	
	(4) 被災者の捜索及び救出	
	(5) 埋葬及び火葬	
	(6) 電話、その他の通信設備の提供	
	(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	
	(8) 学用品の給与	
	(9) 死体の捜索及び処理	
	(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
4	医療活動を実施するための体制整備等	77
	(1) 医療の実施の要請等	
	(2) 医療活動体制の整備	
	(3) 医療機関等への協力依頼	
	(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	
5	特定物資等の確保	78
	(1) 特定物資等の確保	
	(2) 土地等の使用	
	(3) 公用令書の交付	
	(4) 立入検査等	
6	救援物資の受入れ等	80
第6章	武力攻撃災害への対処	82
第1	生活関連等施設の安全確保等	82
1	武力攻撃災害への対処	82
2	武力攻撃災害の兆候の通報	82
3	生活関連等施設の安全確保	82
	(1) 生活関連等施設の状況の把握	
	(2) 施設管理者に対する措置の要請	
	(3) 県が管理する施設の安全の確保	
	(4) 立入制限区域の指定の要請	
	(5) 国の対処基本方針に基づく措置の実施	
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
	(1) 危険物質等に関する措置命令	
	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	

5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	87
第2	NBC攻撃による災害への対処	88
1	応急措置の実施	88
2	協力の要請	88
3	関係機関との連携	88
4	汚染原因に応じた対応	89
	(1) 核攻撃等の場合	
	(2) 生物剤による攻撃の場合	
	(3) 化学剤による攻撃の場合	
5	汚染の拡大を防止するための措置	90
第3	武力攻撃原子力災害への対処	92
1	武力攻撃原子力災害発生の通報、通知	92
2	応急対策の実施等	92
3	住民の避難等の措置	93
4	国への措置命令の要請	93
5	安定ヨウ素剤の配布	93
6	食料品等による被ばくの防止	94
第4	応急措置等の実施	95
1	災害拡大の防止措置	95
2	退避の指示	95
3	応急公用負担等	96
4	警戒区域の設定	97
	(1) 警戒区域の設定	
	(2) 警戒区域の設定方法等	
5	消防等に関する措置等	98
	(1) 被災者の救助等	
	(2) 消防等に関する指示	
第7章	情報の収集・提供	101
第1	被災情報の収集・提供	101
1	情報収集・連絡体制の整備	101
2	被災情報の収集及び報告	101
3	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	102
第2	安否情報の収集・提供	103
1	安否情報の種類及び報告様式	103
2	安否情報収集のための体制整備	103
3	安否情報の収集	104
	(1) 安否情報の収集	

(2) 県警察の通知	
(3) 安否情報収集の協力要請	
(4) 安否情報の整理	
4 総務大臣に対する報告	104
5 安否情報の照会に対する回答	105
(1) 安否情報の照会の受付	
(2) 安否情報の回答	
(3) 個人の情報の保護への配慮	
6 日本赤十字社に対する協力	106
7 市町村による安否情報の収集及び提供	106
(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備	
(2) 市町村による安否情報の収集	
(3) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答	
第8章 その他の措置	107
1 保健衛生の確保	107
(1) 保健衛生対策	
(2) 防疫対策	
(3) 食品衛生確保対策	
(4) 栄養指導対策	
(5) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	
2 廃棄物の処理	108
(1) 廃棄物処理の特例	
(2) 廃棄物処理対策	
(3) し尿処理対策	
3 文化財の保護	109
(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等	
(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行	
4 動物の保護等に関する配慮	109
(1) 危険動物等の逸走対策	
(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等	
(3) 家畜の避難対策	
第9章 国民生活の安定に関する措置	111
1 生活関連物資等の価格安定	111
2 避難住民等の生活安定等	113
(1) 相談窓口の設置	
(2) 被災児童生徒等に対する教育	

(3) 公的徴収金の減免等	
(4) 就労状況の把握と雇用の確保	
(5) 生活再建資金の融資等	
3 生活基盤等の確保	114
(1) 県及び市町村による生活基盤等の確保	
(2) ライフライン事業者による生活基盤等の確保	
第10章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	116
1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義	116
2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	116
(1) 赤十字標章等	
(2) 特殊標章等	
3 赤十字標章等の交付及び管理	118
4 特殊標章等の交付及び管理	118
5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	119

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	120
1 応急復旧対策の実施	120
(1) 県が管理する施設及び設備の応急の復旧	
(2) 通信施設の応急の復旧	
(3) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援	
(4) 国に対する支援要請	
2 輸送路の確保に関する応急の復旧等	121
(1) 輸送路の優先的な確保のための措置	
(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	122
1 国における所要の法制の整備等	122
2 県が管理する施設及び設備の復旧	122
3 復旧のための各種資料等の整備等	122
第3章 財政上の措置等	123
1 国民保護措置に要した費用の支弁	123
(1) 国に対する負担金の請求方法	
(2) 関係書類の保管	

2	損失補償、実費弁償及び損害補償	123
	(1) 損失補償	
	(2) 実費弁償	
	(3) 損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	124
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	124
	(1) 国に対する負担金の請求等	
	(2) 損失補償及び損害補償	
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	124
	(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
市町村	岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
市町村国民保護計画	市町村の国民保護計画をいう。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部をいう。
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻

	撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令第252号で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部(消防組合を含む)、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路になる地域を含む)をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者(観光客等)等が考えられる。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

N B C 攻撃	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学)兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資)
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療(搬送)の優先順位を決定すること